

第九十回 帝國議會衆議院

## 會計法戰時特別廢止等に關する法律案委員會議錄(速記)第九回

(八五)

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)  
政府出資特別會計法外二十一法令の  
廢止等に關する法律案(政府提出)

昭和二十一年七月二十五日(木曜日)午  
前十一時七分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事青木 孝義君

田中 實司君

江部 順治君

北村徳太郎君

松本 七郎君

松本 龍藏君

伊藤 恒一君

新妻 イト君

竹谷源太郎君

出席政府委員

大藏政務次官 上塚 司君

大藏事務官 江澤 省三君

農林政務次官 大石 倫治君

本日ノ會議ニ付シタ議案

政府出資特別會計法外二十一法令の  
廢止等に關する法律案(政府提出)

○坂東委員長 是ヨリ會計法戰時特例

廢止等に關する法律案(委員會ヲ開キ  
マス、本日ノ日程ハ併託サレマシタ政

府出資特別會計法外二十一法令の廢止

等に關する法律案デアリマス、議案全

部ヲ議題ニ供シマス、質疑ヲ許シマ

ス——竹谷源太郎君

○竹谷委員 職業軍人ヤ(項該當者ガ

恩給ヲ支給サレナイト云フヤウニ承ツ

テ居リマスガ、左様ナコトニナリマス

レバ、在職中ニ納付シタ國庫納金ト云

ヒマスカ、是ハ返還スベキモノト思フ

ノデアリマスガ、政府ノ方針ハ如何デ

スカ

ス、御尋ネノヤウナ理窟デアル譯デア

リマス、御承知ノヤウニ恩給ノ關係ニ

付キマシテハ聯合軍司令部カラ指令方

アル譯デアリマスガ、其ノ中ニモサウ

云フヤウナ趣旨ガ見エルノデアリマ

ス、是ハ恩給局長ナリ、或ハ内閣側ノ

適當ナ政府委員カラ御答ヘラス筋合

ダラウト思ヒマス、私ガ申上ゲルノハ

適當デナイカソ知レマセヌガ、サウ云

ト云フ方針デゴザイムスカ、若シ今御

フ趣旨ニ於テ御取扱ニナルダラウト云

コトヲ申上ゲテ置キマス

ト云フ方針デゴザイムスカ、若シ今御

回答出來ナケレバ、後テ調べテ御答ヘ

願ヒマス

○竹谷委員 サウ云フ方針デアル

ト存ジマス

○竹谷委員 大藏省關係ハ是ダケデス

ス、此ノ法律ノ第五條ニ「食糧管理特

別會計法の一部を次のやうに改正す

る。第四條ノ三中「三十八億圓」を「五

十二億圓」に改める。」ト云フ、十四

億圓増シタ算定ノ基礎ハ如何デスカ

ト云フノガ此ノ項ノ意味デアリマス

レガ食糧證券ノ残高ニナシテ居リマス

ハ、既ニ生ジテ居リマスル損失デ、ソ

四億ニ相成ルノデアリマス、其ノ關係

計ガ、大體之ニ近い数字ニ相成シテ居

ル譯デアリマス、其ノ數字ニ付キマシ

トハ、或ハ農林省側ノ政府委員カラ申

上ゲタラ宜シイカト思フノデアリマス

ス、此ノ法律ノ第五條ニ「食糧管理特

別會計法の一部を次のやうに改正す

る。第四條ノ三中「三十八億圓」を「五

十二億圓」に改める。」ト云フ、十四

億圓増シタ算定ノ基礎ハ如何デスカ

ト云フノガ此ノ項ノ意味デアリマス

レガ食糧證券ノ残高ニナシテ居リマス

ハ、既ニ生ジテ居リマスル損失デ、ソ

四億ニ相成ルノデアリマス、其ノ關係

計ガ、大體之ニ近い数字ニ相成シテ居

ル譯デアリマス、其ノ數字ニ付キマシ

トハ、或ハ農林省側ノ政府委員カラ申

上ゲタラ宜シイカト思フノデアリマス

ス、此ノ法律ノ第五條ニ「食糧管理特

別會計法の一部を次のやうに改正す

る。第四條ノ三中「三十八億圓」を「五

十二億圓」に改める。」ト云フ、十四

億圓増シタ算定ノ基礎ハ如何デスカ

給金ニ當リマス程度ノ金ヲコ、デ増額

ヲ致サナケレバ、相成ラヌト云フコト

ハ、赤字ヲ將來ズツ一般會計デ穴埋

ニナル譯デアリマス

○坂東委員長 繼イテオ尋ネシマス

ガ、ヤハリ第五條ノ「政府ハ當分ノ内

本會計ノ決算上ノ損失ヲ補填スル爲豫

算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ本會

計ニ繰入金ヲ爲スコトヲ得」次ニ「政

府ハ本會計ノ負擔ニ屬スル證券ノ内四

十五億圓ヲ限り一般會計ノ負擔ニ移ス

コトヲ得」此ノ四十五億圓ヲ限りト云

フ、此ノ算定ノ基礎ハドウ云フ風ニナ

ルノデスカ

○石原政府委員 彼ノ四十五億圓ト云

フ數字デゴザイマスガ、是ハ六月末ニ

於キマスル此ノ食糧管理特別會計ノ從

來カラ重ナツテ參リマシタ損失額ノ累

計ガ、大體之ニ近い数字ニ相成シテ居

ル譯デアリマス、其ノ數字ニ付キマシ

トハ、或ハ農林省側ノ政府委員カラ申

上ゲタラ宜シイカト思フノデアリマス

ス、此ノ法律ノ第五條ニ「食糧管理特

別會計法の一部を次のやうに改正す

る。第四條ノ三中「三十八億圓」を「五

十二億圓」に改める。」ト云フ、十四

億圓増シタ算定ノ基礎ハ如何デスカ

ト云フノガ此ノ項ノ意味デアリマス

レガ食糧證券ノ残高ニナシテ居リマス

ハ、既ニ生ジテ居リマスル損失デ、ソ

四億ニ相成ルノデアリマス、其ノ關係

計ガ、大體之ニ近い数字ニ相成シテ居

ル譯デアリマス、其ノ數字ニ付キマシ

トハ、或ハ農林省側ノ政府委員カラ申

上ゲタラ宜シイカト思フノデアリマス

ス、此ノ法律ノ第五條ニ「食糧管理特

別會計法の一部を次のやうに改正す

る。第四條ノ三中「三十八億圓」を「五

十二億圓」に改める。」ト云フ、十四

億圓増シタ算定ノ基礎ハ如何デスカ

ト云フノガ此ノ項ノ意味デアリマス

レガ食糧證券ノ残高ニナシテ居リマス

ハ、既ニ生ジテ居リマスル損失デ、ソ

四億ニ相成ルノデアリマス、其ノ關係

計ガ、大體之ニ近い数字ニ相成シテ居

ル譯デアリマス、其ノ數字ニ付キマシ

トハ、或ハ農林省側ノ政府委員カラ申

上ゲタラ宜シイカト思フノデアリマス

ス、此ノ法律ノ第五條ニ「食糧管理特

別會計法の一部を次のやうに改正す

る。第四條ノ三中「三十八億圓」を「五

云フコトヲ書キマシタノハ、一ツニ

メヲスルト云フコトデアリマス

ハ、赤字ヲ將來ズツ一般會計デ穴埋

ニタル譯デアリマス

メヲスルト云フコトニナリマス

ス、是ハ大體内地ノ會計デアリマス

ノ、或ハ其ノ權利義務、斯ワ云フモノ

ハ、今仰シヤイマシタヤウナ資產、

ノ權利義務ノ關係デゴザイマスカ、持ツテ居リマスモ

負債ト申シマスカ、持ツテ居リマスモ

ソレニ對シマシテ、十四條ニ於キマシ

テ外地關係ノコトヲ括シテ規定シテ

ガザイマスノハ、先般モ申上ゲタコト

トニ致シマシテ、一應從米ノ代金ハ

食糧管理特別會計デ支拂ヒ、生產價格

補給金ノ方ハ一般會計デ支拂ハレル、

斯ワ云フ事態ヲ一本ニ致シマシテ、此

ノ會計カラ金ヲ出ス、サウスルト亦字

ガ出マスカラ、ソレヲ一般會計カラ流

シ込ム、斯ワ云フ規定ヲ置イタ譯デア

リマス

○坂東委員長 此ノ四十五億圓、是ハ

赤字デスガ、ソレハ何時カラ何時マデ

デスカ

○石原政府委員 食糧管理始マリマ

シテカラ、ズット出テ參リマシタモノ

デゴザイマス

○坂東委員長 初メカラ六月マデデス

居リマス

○坂東委員長 一寸伺ヒマスガ、今ノ

外地關係ノ方ハ、今ハ分ナライカラ勤

令デ決メル、決メルニシテモ當然一般

會計ニ移スト云フコトデス

○石原政府委員 其ノ殘リマシタモノ

ハ一般會計ニシテ居リマシタ所ノ、醫ヘテ申

カラ申セルト思ヒマス、併シナガラ向

シマスト、權利トカサウ云ツタモノナ

ドハ、賠償其ノ他ノ關係ニ於テ、尙ホ

有効ニ残り得ルモノガアルカドウカト

云フコトハ疑問デアリマス、又義務等

ニ於キマシテモ、是ハ特別會計ノ債務

デアリマスガ、ソレハドウ云フ定メラ

ガ、ソレハ十三條ト十四條ニ規定セラ

デアリマスカ、持ツテ居リマス

イマシテ、何が殘ルモノガアレバ直チ

イマシテ、何が殘ルモノガアレバ直チ

ニ持ツテ來ザルヲ得ナイト思ヒマス  
ガ、権利義務ナルモノガドウ云フ記著  
ニナルカト云フコトハ現在未定デア  
ル、サウ云フ風ニ考ヘテ居リマス  
○竹谷委員 十三條、十四條ニ依ツテ  
一般會計ニ歸屬スルコトニナル権利義務、資產ハ、色々ナ形チ管理シタリ、  
處分シタリシナケレバナラヌト思ヒマスガ、其ノ據ルベキ法規ハ何ニ據ルノ  
デスカ、ソレトモ一般ノ會計法規デヤルノダズカ

ス、ソレデ北海道ヲ除イタ全國ノ面積  
積カラ、更ニ東北地方ノ總面積ヲ除イタ  
タ、其ノ數字ニ對スル東北地方ヲ除イタ  
國有林ノ面積ノ比例ヲ取リマスト。  
一二%ニ過ギナイ、ダカラ東北竝ニ北  
海道ヲ除イタ全國各府縣ノ國有林ノ面  
積ト云フモノハ、全面積ノ一割二分ニ  
過ギナインデアリマスガ、東北地方ハ  
全山林面積ノ五割マデ國有林デアルト  
云フ現狀デアリマス、是ハ維新當時ノ  
藩閥政府ノ時代ニ於ケル、東北地方ニ  
對スル不當ナル壓迫カラ來タコトデア  
ラウト思ヒマスルガ、斯ウシタ國有財  
產ノ不公平分配、所在ト云フモノノ  
ハ、結果サウデナクテモ產業ノ非常ニ  
萎縮沈滯シテ振ハナイ東北カラ、山林  
ヲ皆國ニ取上ゲテシマフト云フコトニ  
ナルト、一層經濟的ナ不公平ガ嚴シク  
現ハレテ來ルト思フ、古イ統計シカアマ  
リマセヌカラ已ムワ得マセヌガ、昭和  
十一年ノ全國ノ全生產額ヲ一人當ニリ  
割ツテ見マスト、一人當百三十九圓  
ガ二百五十圓ニナツテ居リマス、然ル  
ニ東北地方ノ生產額ヲ東北地方ノ人口  
デ割ツテ見マスト、一人當百三十九圓  
デアリマシテ、全國平均デハ二百五十  
圓デアリマスカラ半分強ノ收入シカア  
イ、サウ云フヤウニ、凡ニル方面ニ於  
テ生産額ガ非常ニ乏シイ所ヘ持ツテ來  
テ、農山村民ニ重要ナ山林ノ半分ガ國  
有林ニナツテ居ツテ、地方民ノ利用、  
收益ニナツテ居ラヌ、斯ウ云フ現狀デ  
アリマス、之ニ對シマシテハ、今カラ  
多分二十年位前ダラウト思ヒマスガ、併  
シナガラニ  
ニ承知致シテ居リマスガ、併シナガラニ  
非常ニ問題ニナツテ、今ハ國庫カラ地  
租附加稅ニ該當スル額ダケ國有林ノ相  
在ノ市町村ニ對シテ交付シテ居ルヤウ  
タ、其ノ數字ニ對スル東北地方ヲ除イタ  
タ國有林ノ面積ノ比例ヲ取リマスト。  
一二%ニ過ギナイ、ダカラ東北竝ニ北  
海道ヲ除イタ全國各府縣ノ國有林ノ面  
積カラ、更ニ東北地方ノ總面積ヲ除イタ  
タ、其ノ數字ニ對スル東北地方ヲ除イタ  
國有林ノ面積ノ比例ヲ取リマスト。  
一二%ニ過ギナイ、ダカラ東北竝ニ北  
海道ヲ除イタ全國各府縣ノ國有林ノ面  
積カラ、更ニ東北地方ノ總面積ヲ除イタ  
タ、其ノ數字ニ對スル東北地方ヲ除イタ  
國有林ノ面積ノ比例ヲ取リマスト。  
一二%ニ過ギナイ、ダカラ東北竝ニ北  
海道ヲ除イタ全國各府縣ノ國有林ノ面  
積カラ、更ニ東北地方ノ總面積ヲ除イタ  
タ、其ノ數字ニ對スル東北地方ヲ除イタ  
國有林ノ面積ノ比例ヲ取リマスト。  
一二%ニ過ギナイ、ダカラ東北竝ニ北  
海道ヲ除イタ全國各府縣ノ國有林ノ面  
積カラ、更ニ東北地方ノ總面積ヲ除イタ  
タ、其ノ數字ニ對スル東北地方ヲ除イタ  
國有林ノ面積ノ比例ヲ取リマスト。

額ノ交付ガナイヤウニ思ヒマス、尤モアルカニ依テ、其ノ地方民ノ經濟的潤ヒニ非常ニ差異ガアルノデアリマス、山林ト云フモノハ全部全國的ニ國有ニ引直シテソマツテ、之ヲ國家並ニ國民ノ福利増進ニ俟ハウト云フノナラバ分リマスケレドモ、經濟的ニ非常ニ不平等ナ、慘メタル状況ニアル東北ニ國有林ヲク持チ、サウシテ一層經濟的ニ壓迫ヨガヘルト云フコトハ、新憲法ノ趣旨也、然ラザルモノトスルナラバ、私有公平デアルト思ヒマス、全部國有ニラバソレデ宜シイノデアリマスガ、然ラザルモノトスルナラバ、私有ヲ認メルト云フコトデアリマスナラバ、之ヲ公平ニ分配スルコトガ經濟ノ民主化ノ趣旨ニ副フモノデアルト思ヒマスガ、之ニ對スル政府ノ御考ヘラリタイト恩ヒマス

云フコトモアリマセウ、當時ノ藩閥シテ、中心トシタ政治力ガ、直グ自分ノ家ノ前ノ小サイ山マデモ國有林ニ編入シテ、シマツタト云フコトハ、争ハレナイ也。實デアリマシテ、サウ云フ關係デ今コト、全國ノ四十幾「パーセント」ト云フナキナ國有林ガ東北ニ偏在シテ居リ、ス、ソレガ爲ニ東北ハ經濟的ニ壓迫シ、被ツタト云フ點ニ付キマシテモ、全然之ヲ否定スルヨコトハ困難デアラウト有ジマス、併シ御話ノ如ク、日本ニ於ケル山林ヲ悉ク國有ニシテ、今日ノ國有經營ノ線ニ沿ハシメルト云フコトハナキナ問題デアリマシテ、今ノ所、政府トシテサウ云フ計畫モ、考ヘ方モノデアリマス、此ノ點ハ今後問題トテ行キマスコトハ大イニ研究ノ必要アアルト存ジマス、又昭和十一年ノ統計ニ依ラレタト云フコトデアリマス、ナモ正確ナ統計ハ近年アリマセヌガ、御承知ノ通り、當時ノ東北ハ實ニ悲惨ル經濟狀迫ニ受ケテ居リマシテ、之ニ關西、關東ニ比較致シマスルト、如何ニモ別ノ國モアルカノヤウニ政治力ガ乏シカツタノデアリマス、隨テ山林ノ所謂拂戾デアルトカ、或ハ縣故拂リデアルトカ、色々ナル問題モ起り、東北地方ノ山林開放ノ聲モ相當起ソタ、デアリマシタケレドモ、今日マデ實現シナカツタノハ、政府ノ都合上萬已テ、國土保全ノ上ニ於キマシテ、治山ト云ム、併シ今日ハ、山林ノ重要性ハ獨リマスルシ、之ヲ民間ニ放出致シマヌルコトハ、必ズシモ大目的ヲ達スルニ於テ便利デアルトノミ申サレマ、ヌ、併シ食糧問題ニ伴ヒマシテ、東北

地方ニ於ケル官有地或ハ開墾ニ過ズルヤウナ採草地デアルトカ、放牧地デアルトカ、或ハ山林原野ノ如キモ、段々ト開墾ニ當極マラレテ行キマスルカラ、幾分是正セラレテ行クカトハ存ジマスルガ、大體ニ於テハ、マダ國ノ計画シテ之ヲ國有ニスルカ、或ハ民有ニ開放スルカト云フヤウナコトハ出來ナインデアリマス、尙ホ詳細ナルコトニ付キマシテハ、能ク當局ヨリ調査ヲ致シマシテ、御答へ致シタイト存ジマス

○竹谷委員 大變御親切ナ御答辯有離ウゴザイマス、兎ニ角自分デ自發的ニ權利ヲ抛棄シタモノモアリマセウガ、當然ニ民有トナルベキモノガ國有トナツタ山林ノ多イノハ、政務次官御承知ノコトデアラウド思ヒマス、然ルニ國有林野法ニ依リマスト、緣故拂下ノ方法ガアリマスガ、是ハ規定ノ方法モ嚴格デアリ、又其ノ執行ニ當ツテ情狀酌量、斟酌スルト云フ點ニ於テ缺ケル所ガ從來アツタノデアリマス、其ノ地方ニ取りマシテ是非地方公共ノ爲メ、或ハ地方民ノ生活及び福利ヲ増進スル爲ニ、必要ナモノニ付キマシテハ、政府トシテ是ガ拂下ニ付テ十分御考慮アランコトヲ希望スルモノデアリマス、現在農村ハ幸カ不幸カドウニカ食ヘル状態アリマスケレドモ、私ノ考ヘル所デハ、來年ナリ、再來年ナリニハ、世界的ナ農產物ノ增産デ、農村恐慌方來ルダラウト恩ヒマス、其ノ時ニ東北地方デ少年ヤ少女ガ二十四ヤ三十圓デ關西、關東方面二人身賣買サレルヤウナ、サウシタ昭和ノ初メニ於ケル農村恐慌ガ來ナイトモ限ラナイ、殊ニ人口過剩ノ際ハサウシタ危険性ガ多イノアリマシテ、是非政府當局ハ、農林水

ガ、先づ今日ノ天候カラ申シテ、日本内地ニ於ケル作柄ト言ヒ、又「アメリカ」ノ通信ニ依リマシテモ、明年「アメリカ」ニ於テ食糧ノ過剩ガ六百五十萬「トン」以上ニモ及ブダラウト云フノデアリマシテ、斯ウ云フヤウナ關係ガ東洋方面ニモアリマスレバ、或ハ食糧ノ過剩ヲ生ジ、價格ノ低落ヲ來シテ今マデ非常ニ生活費其ノ他ノ負擔ノ多クナツテ居リマシタ農村ニハ、痛棒ヲ喰ハスコトニナルデアリマセウ、殊ニ農ヲ以テ大體ノ經濟關係ト致シテ居リマスル東北地方ニ於キマシテハ、ヤハリ獨リ農林關係バカリデナク、他省トノ連絡關係モ取り、之ニ備ヘテ置コトガ大切デアルト存ジマス、御意見ニ對シテハ當局ト致シマシテモ憤重ニ善處致シタイト存ジマス

○坂東委員長 他ニ御質疑ガゴザイマスナラバ此ノ際願ヒ致シマス

○松本(七)委員 大誠當局ニ御伺ヒシタノデアリマス、軍需補償ノ打切ニ關シマシテ、戰災保険ニ付テハドウ云ソ風ニナリマスカ

○石原政府委員 其ノ問題ニ付キマステハ、私カラ申上ゲル譯ニ行キマセヌカラ、銀行局長ニ御質問ノ趣旨ヲ傳ヘテ、然ルベキ時ニ中上ダゲタイト存ジマス

○松本(七)委員 ソレデハモウ少シ具體的ニ質問ノ要旨ヲ傳ヘテ置キタイトと思ヒマス、此ノ戰災保險ニ及ブカドウカト云フコトハ、マダハスキリシテ居テ、ナイト云フコトデゴザイマスガ、若シ之ニ及ブ場合ニ、戰災ヲ受ケタ學校ノ問題ガ非常ニ重要ニナシテ來ルト思ヒマス、今後ノ日本ノ民主化ニ、何時

體其ノ資金ガコチラニ來テ運用セラレ  
テ居ルト云フコトカラ、見合ヒノ資產  
ハ内地ニ多クアルト云フヤウナ事情モ  
アリマス、其ノ簡易保全體ノ事業其  
ノモノヲ將來ドウ致スカ、是ハ戰後ノ  
重要ナ問題ヲ決メマス上ニ、大キナ申  
題トナツテ居リマスノデ、今ノ所ドウ  
云フ風ニナルダラウト云フコトヲ申ヒ  
ゲ得ナイ狀態アリマス

○青木(孝)委員 サウ致シマスルト、  
既ニ簡易生命保險、或ハ郵便年金ト云  
フヤウナゼノ依ツテ、内地ニ持越サ  
レテ居ル資金ハ、御分リニナツテ居ル  
カドウカ、ソレカラ只今御話ガゴザイ  
マシタヤウニ、今後ドウナルカ、斯ウ  
一般的ニ申上ゲテハ何デスガ、ソレハ  
何レ後ニ御伺ヒ致スコトニ致シマシ  
テ、之ニ關聯ヲ致シマシテ、一體外地  
ノ簡易生命保險ナリ、郵便年金等ノ契  
約關係ニ依ツテ、大藏省關係ノ收入ト  
ナツテ居ルヤウナモノ、ソレカラ又、  
此ノ外大藏省ノ預金部資金トシテ、一  
ノ一部分ヲ構成スルト云フカ、サウ云  
フ部分デ臺灣、朝鮮、其ノ他ノ外地カ  
ラ入ツテ居ルヤウナモノガドレ位アル  
カ、ソレハ何ノ形デ、サウ云フモノガ  
大藏省ニドレ位入ツテ居ルカト云フコ  
トガ、御分リニナルナラバ教ヘテ戴キ  
タイト思ヒマス

○上塙政府委員 竹谷君ノ先程ノ御質  
問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、軍需賃  
償ヲ打切ルカドウカ、ソレカラ戰災保  
險ハドウナルカト云フ點ニ關シマンシテ  
ハ、今日只今マデハマダ之ヲ公表スル  
時期ニ達シテ居リマセヌ、極メテ近いル  
校ノ取扱ヲドウスルカト云フ御質問デ  
思ヒマス、然ルニ戰災保險ト關聯シマ  
シテ、戰災ニ遭シタ學校、殊ニ私立學  
校ニ於テ議會ニ提案セラレルコトト

○松本(七)委員 出來ルダケ私學ノ復興ニ對スル考慮ヲ拂ハレルト云フコトデスガ、何カ戰災保險ニ關シテ、之ニ特別ノ措置ヲ講ズルトカ、或ハソレガ復興ノ出來ナイ場合ニ、何等カ別ナ方法ヲ以テ獎勵助長ヲスルト云フヤウナ、具體的ナ御考慮ハアリマスカ

○上塚政府委員 目下専ラ考究中デアリマシテ、戰災保險ニ特例ヲ設ケルカ、或ハ他ノ方法ヲ以テスルカト云フコトニ付テハ、申上ゲ兼ネマス

○松本(七)委員 現在マデマダ御話ガ承レナイナラバ、別ナ機會ニ御伺ヒンカ、イタヨ思ヒマスケレドモ、兎ニ角教育ノ問題ト云フコトハ、是カラノ日本ニ於テ、我々ハ最モ眞剣ニ考ヘテ行カヌケレバナラヌ重要ナ問題デアラウト曰ヒマス、特ニ明治維新以來ノ文教ト云フモノノ誤リガ、今日ノ狀態ヲ招イタ、極端ナ軍國主義、國家主義ヲ容ニ受入レタ、其ノ根本ノ大キナ責任ハ、私文部省ノ教育ニアル、斯ウニフ風ニ痛感シテ居リマス、ソレヲ考ヘテシテモ、今後ノ教育方而デ、特ニ私學ノ振興ト云フユトニ最モ重點ヲ置カレナケレバナラヌト云フ風ニ考ヘテ里リマス、サウ云フ面カラモ私學ノ復興ニ付テ、最モ順調ニ之ヲ運ブ必要ガアル、斯ウ云フ觀點カラ、一ツ卑屈ニニレゴトナク、此ノ私學復興ニハ大いに力ヲ入れテ戴キタイ、之ヲ希望致シテシテ私ノ質問ヲ終リマス

○田中(實)委員 政務次官ノ御出席ヨ戴キマシタノデ、特ニ御尋ネ致シタイト思ヒマス、或ハ此ノ案ニ直接關係係

ナイカモ存ジマセヌガ、併シ私ハ何等  
カノ點ニ於テ一脈ノ關聯ガアルト思ヒ  
マスゾデ、一應御尋不致シタイト思ヒ  
マス、稅ノ民主化ト申シマスルカ、少  
クトモ我國ハ終戰後平和國家建設ノ  
爲ニ稅制ノ民主化ヲ確立シナケレバナ  
ラメト私ハ恩ツテ居ルノデアリマス、  
即チ稅制ノ面カラ戰時色ヲ完全ニ拂拭  
シナケレバナラヌト云フコトヲ、私ハ  
考ヘテ居ル、「ボツダム」宣言ノ受諾ニ  
伴ヒマシテ、當然是等ノ面ニ於テ整理  
ヲ致サ、ナケレバナラヌコトハ申スマデ  
モナイコトデアリマシテ、今日御提案  
ニナツテ審議致シテ居リマスルノモ、  
サウ云フヤウナ意味ガ多分ニアルト思  
ヒマスガ、サウデナクシテ、政府自ラ  
ガ自發的ニ、戰時中ニ行ハレタ所ノ稅  
ノ面ニ於テ、新シイ民主國家ヲ建設  
スル上ニ於テノ障碍トナルヤウナモノ  
ハ、自主的ニ之ヲ取除イテ行カナケレ  
バナラヌト云フコトヲ、御考ヘナツテ  
居ラナケレバナラナイト私ハ考ヘマス、  
其ノ最モ大キナモノノ一ツトシテ申上  
ゲタイト存ジマスルノハ、物品稅竝ニ  
遊興飲食稅、特別行爲稅、與行稅、是  
等ノモノハ、我國ガ戰時ノ財政ヲ賄  
フ下ニ於キマシテ、窮餘ノ策トシテ相  
當ノ無理ヲ致シテ、アア云フヤウナ稅  
制ガ出來タノダト考ヘテ居ルノデアリ  
マシテ、殊ニ其ノ徵稅技術ノ點ニ於キ  
ヒマス、殊ニ是ガ徵收技術ガ非常ニ困  
難デアリマスル關係上、日夜努力ヲ致  
シテ居ラレマスル所ハ、稅務官吏ノ面ニ  
於テモ相當無理ガツツ、又納稅ヲ致  
ス面ニ於テモ、快ク本當ニ納得シタ納

税ガ出来ヌ面ガ多分ニアル、又甚シイ  
コトニナリマスト、過日憲法ノ委員會  
デモ御説ガアツタヤウニ拜聽致シテ居  
リマシタガ、今日人民ノ基本人權ヲ尊  
重シナケレバナラヌト云フ大切ナ時ニ  
當リマシテ、獨リ警察官竝ニ司法當局  
ノミナラズ、此ノ忘レ勝チデアル所ノ  
稅務官吏ニ動トモ致シマスト、人權ヲ  
蹂踏スルヤウナ行動ガ現ハレテ居ル、  
私ノ存ジテ居リマスル範圍内ニ於キマ  
シテモ、少クトモ戰時中ニ於キマシテ  
ハ非常ニ平和ナ家庭ヲ混亂セシメ、延  
イテハ生命ヲモ断ツタ云フヤウナコ  
トガ、此ノ末端ノ混亂ノ事情ニ依ツテ  
現ハレテ居ルコトモアルヤウデアリマ  
ス、ソコデ、恐ラク終戰後ノ大切ナ是  
等ノ財政ヲ切盛リサレル上ニ於テ、相  
當大キナ此ノ財源ヲ他ニ見出スト云フ  
コトニ付テ、大イニ御困難ナ點モアル  
ダラウト思ヒマスガ、斯様ナ惡稅の性  
格ヲ持ツタモノハ、此ノ際速カニ之ヲ  
廢止致サレマシテ、他ノ方法ニ於テ、  
是ダケノ豫算ヲ取上ダルト云フヤウナ  
御考ヘヲ御持チニナツテ居ルカドウ  
カ、承ル所ニ依リマスト、特別行爲權  
ハ之ヲ御廢止ニナルヤウニ聞イテ居リ  
マスガ、遊興飲食稅等ニ付キマシテ  
ハ、私ハサウ云フヤウナ御意思ガナイ  
ヤウニ聞イテ居リマス、此ノ遊興飲食  
稅等ハ、今日澁谷事件其ノ他デ、相當  
世論ヲ喧シシ致シテ居リマスルモノニ  
モ大キナ關係ガアル、物品稅亦然リデ  
アリマス、國民ニノミ是等ノ割ニ於  
テ、非常ニ無理ナ、ヤリニクリ微稅抜  
術ヲ用ヒテヤツテ居ルト云フコトヲ何  
處マデモ持続シテ、國民ニアザル人  
ニハ門戸ヲ解放シテ、所謂治外法權的  
ナ取扱ヲシテ居ルト云フ所ニ、今日ノ  
社會不安ヲ醸成スル一つノ毒因ガアル

コトモ、争ハレナイト思ヒマスノデ、  
是ハ何レノ角度カラ考ヘマシテモ、拔  
本的ニ御處置ヲ願フト云フコトガ、最  
モ緊要ナルコトダラウト思フノデアリ  
マス、此ノ點ニ付キマシテ伺ヒタイト  
思ヒマス

○上場政府委員 御答ヘヲ致シマス、  
稅制ノ上カラ戰時色ヲ一掃スルト云フ  
コトノ急務デアリマスルコトハ、我々モ  
洵ニ御同感デアリマス、隨テ政府ト致  
シマシテモ、出來ルダケ速カニ戰時色  
ヲ一掃スル考ヘテ以チマシテ、現ニ其  
ノ方針ヲ以テ進メテ居リマス、近ク提  
案致サレマスル租稅法案ニ於キマシテ  
モ、既ニ發表セラレマシタ通り、物品  
稅ノ一部、ソレカラ特別行爲稅等ニ付  
キマシテハ廢止スルコトニナツテ居リ  
マス、尙ホ稅制ノ根本ニ付キマシテ  
ハ、今日戰後色々ノ費用ガ勘シテ居リ  
マスル譯アリマスルカラシテ、直チ  
ニ根本的ノ改革ヲナスコトハ出來マセ  
ヌケレドモ、是モ稅ノ根幹デアル所得  
稅ヲ中心ト致シマシテ、租稅體系ノ確  
立ヲ圖リタイト云フ考ヘヲ以テ進ンデ  
居ルノデアリマス

○田中(實) 委員 只今ノ御答辯ニ依リ  
マシテ一應了承致シマシタガ、尙ホ重  
ネテ御尋ね致シタイト存ジマスルノハ、  
先程私方由上ダマシタヤウニ、末闇ニ  
於ケル稅務官吏ノ徵稅ニ對スル態度其  
ノ他ガ、非常ニ非民主的デアルト云フ  
コトガ、非常ニヤカマシイノデアリマ  
シテ、警界ハ非常ニ民主的ニナツ  
タ、又司法官ノ人權蹂躪ト云フヤウナ  
コトモ、此ノ機會ニ一掃サレル氣運ニ  
ウナ立場ニマズ踏ミ入ツテ、サウシテ  
至ツテ居ル、獨リ稅務官吏ノミガ、動  
多數ノ國民ニ非常ナ迷惑ヲ掛ケテ居ル

ト云フヤウナ點ガ、所在ニ散見サレルノデアリマス、是ハ固ヨリ本省ニ於ケレバ居ラル、コトトハ存ジマスケレドモ、シテ、茲ニ忌ムベキ末端ニ於ケル色ダニ行動方見出サレテ居ルト云フヤウナコトモ、私ハ敢ヘテ之ヲ事實ナリト断定スルコトハ、此ノ際差控ヘタイト思ヒマスガ、左様ナ事實ニ近イヤウナ喰ヲ聞クト云フコト自體ガ、稅務官吏ノ名譽ニ懸ケテモ、又大藏當局ノ威信ニ爲ニモ、是ハ何處マデモ急速ニ御戒飭ヲ加ヘテ戴キ、同時ニ左様ナコトノ起ヌヤウナ方法ヲ講ジテ戴クト云フコトガ、最モ大切ナコトデアルト思ヒスマガ、之ニ對スル御所感ヲ承リタイト思ヒマス

云フ立場ニ出ヅルヤウナ態度ヲ孰ルコ  
トモアルノアリマスカラ、此ノ點ニ  
付テハ大藏省トシテモ十分ニ警戒ヲ加  
ヘマシテ、今後サウ云フコトハ頻發シ  
ナイヤウニ致シタイト思ヒマスケレド  
モ、納稅者トシテノ國民ノ側ニ立ツテ  
モ、出來ルダケ我々ノ仕事ニ御協力ヲ  
御願ヒ致シタイノアリマス

○田中(實)委員 御説ノヤウニ、稅務  
官吏全般ニ瓦ツテ、サウ云フヤウナコ  
トガアルトハ申上ゲラレナインデアリ  
マスガ、偶ニ行過ギデアリ、又誤ツタ  
行動ヲサレル人ノ爲ニ、全稅務官吏ガ  
誤リ傳ヘラレルト云フコトハ、洵ニ才  
氣ノ毒ナコトデアル、其ノ點ハ私モ了  
承シテ居リマスガ、併シナガラ私ノ事  
實承知シテ居リマス實務ノ問題カラ考  
ヘマシテ、非常ニ是ハ國民ニ惡意影響  
ヲ與ヘル、此ノ平和國家ヲ建設スル上  
ニ於テノ、國民ノ政府ニ對スル信賴ト  
協力ヲ裏切ルガ如キ事實ヲ、私ハ存ジ  
テ居ルノアリマス、併シ是ハ斯様ナ  
公開ノ席上デ申上ゲルコトヲ憚リマス  
ノデ、私ハ改メテ政務次官ニ御會ヒラ  
シテ、其ノ實際ヲ御傳へ申シマシテ、  
御善處願ヒタイト思フノアリマス、  
私ノ質問ハ是デ打切りマス

○青木(孝)委員 先程ノ私ノ質問ニ對  
シテ、マダ御答ヘガナカツタヤウデア  
リマスカラ、御答ヘヲ願ヒマス、質問  
ノ要點ヲ申上ゲマスト、主トシテ臺  
灣、朝鮮ニアリマスガ、簡易生命保險  
ノ口數ト云フヤウナコトハ、後ニ又調  
べ教ヘテ戴クト云フコトデアリマシ  
タケレドモ、簡易生命保險ナリ郵便年  
金、サウ云フ事業ヲ通シテ大藏省預金  
部ト關係ガアル金額、或ハ其ノ他ノ關  
係チ、例ヘバ國債トカサウ云フ風ナモ  
ノデ、大藏省預金部ニ納入サレテ居ル



昭和二十一年八月十日印刷

昭和二十一年八月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局